

令和 8（2026）年度生成 AI を活用した児童相談所業務支援システム設計・開発・導入業務委託公募型プロポーザル 質問及び回答

令和 8（2026）年 8 月 28 日
栃木県保健福祉部こども政策課

No.	質問内容			回答
	質問項目	質問箇所	質問内容	
1	参加資格	【実施要領】 2（6） 【仕様書】 4（1）ア（ウ）	当社には、以下の国家資格を保有する技術者が複数名在籍しております。 ・ IT パスポート試験 ・ 基本情報技術者試験 ・ 応用情報技術者試験 ・ ネットワークスペシャリスト試験 ・ 情報セキュリティスペシャリスト試験 このうち、「ネットワークスペシャリスト試験」および「情報セキュリティスペシャリスト試験」の資格保有者については、貴自治体の募集要領に記載されている「IT スキル標準（ITSS）V3 におけるレベル 4 相当以上の能力を有する者」に該当するものとして取り扱ってよろしいでしょうか。	仕様書上で定めていますのは ITSS V3 におけるレベル 4 相当以上の者を選任することとしています。これまでの業務実績等から同等以上のスキルがあることを客観的に証明できれば必ずしも同等以上の資格試験に合格し、資格を所有している必要性はありません。ただし、高度情報処理技術者試験の合格は、能力を示す一例として差し支えありません。 なお、本要件についてはプロポーザル参加資格としては求めておらず、契約締結時点で選任いただく想定です。
2	参加資格	【実施要領】 2（6） 【仕様書】 4（1）ア(ア)及び(イ)	参加資格について確認させてください。 ①複数の事業者による共同提案（コンソーシアム形式）での参加は可能でしょうか。可能な場合、ISMS 又はプライバシーマークの取得及び過去 5 年以内の国又は地方公共団体におけるシステム設計・開発の履行実績は、代表事業者が満たしていればよろしいでしょうか。 ②当該履行実績に、再委託予定先又は国内グループ会社の実績を算入することは可能でしょうか。 ③独立行政法人及び地方独立行政法人における実績は「国又は地方公共団体」に含まれますでしょうか。	①共同提案は可能です。ただし以下の点に留意してください。 ・ 共同提案を行うすべての事業者が、参加表明書及び参加資格確認書を提出してください。また、本県が公表していない文書に係る秘密保持誓約書を提出する場合は、共同提案を行う事業者すべてからの提出をもって共同提案を行う事業者それぞれに貸与します。 ※共同提案を行う事業者について、すべての事業者が提出期限を守るようにしてください。一部の事業者が提出期限に間に合わなかった場合、共同提案を行う事業者の参加は認められません。 ・ 参加表明書にどの事業者との共同提案であって、参加表明を行う事業者がどの業務を担当するのかを記載してください。また、共同提案にあたって代表事業者となる事業者についてはその旨参加表明書に記載してください。 ・ 参加資格については、実施要領 2（1）～（5）については共同提案するすべての事業者において満たしている必要があります。（6）については、共同提案する事

				業者のうち代表事業者が満たしている必要があります。 ②再委託予定先企業の実績を算入することは可能ですが、再委託に際しては別途協議が必要です。現時点で再委託の可否ラインを示すことはできませんが、提案の時点で再委託を前提とする場合はどの業務をどの事業者が行うか役割分担を明確に示してください。（再委託先が決まっていない場合は、事業所名は不要です。） グループ会社の実績については参加を表明する事業者が当該履行実績において、本事業の実施要領に定める履行実績に該当する部分の業務を担当していたことが分かるよう示すことができれば算入可能です。 ③独立行政法人及び地方独立行政法人における実績は、提案内容の審査の段階で考慮はしますが、参加資格の判断においては「国又は地方公共団体」には含まれません。
3	参加資格	【仕様書】 3（7）	「情報セキュリティマネジメントにかかる国際規格の認証（ISO/IEC27001 など）又はこれと同等の認証を取得しているなど、情報セキュリティ対策が確保されていること」というのは、これらの認証は必須でしょうか。	3（7）アにおいては、求めている認証または同等の認証を取得していることとしているほか、4（1）ア（イ）においても「乙は、ISMS 又はプライバシーマークを取得している者であること。」については、本プロポーザルの参加要件としており、参加表明に際して満たしていることを表する書類を提出いただくことを想定していますので、本プロポーザル参加に際してこれらのいずれかを取得している必要性があります。
4	参加資格	【仕様書】 4（1）	仕様書 P10 4 作業要件（1）作業の体制及び方法の「ア（ウ）主任作業者は、IT スキル標準 V3 のレベル 4 相当以上の者を選任すること。」というの、明確に資格として保持していることが必須でしょうか。もしくは、相応の実務経験があれば可でしょうか。	No.1 のとおりです。
5	参加資格	【仕様書】 4（1）ア（ア）	「過去 5 年以内に国又は地方公共団体のシステム設計・開発の履行実績を有すること」について、下記の点をご教示ください。 ①「国又は地方公共団体」について、国立研究開発法人、独立行政法人その他の公的機関を発注者とする実績は、当該要件に含まれますでしょうか。 ②国又は地方公共団体が主体となる事業において、当該団体が別途契約する事業者 を通じて（いわゆる二次的な契約関係により）システムの設計・開発を担った実績は、当該要件に含まれますでしょうか。 ③契約の名称が「業務委託契約」「協定」等である場合や、事業の名称が「研究開発」「調査研究」	①質問 No.2 ③のとおりです。 ②質問 No.2 ②の回答のとおりです。 ③お見込みのとおりです。 ④原則として開発を完了した実績を履行実績に算入してください。なお、契約期間中であっても、システムの納品が完了している（運用保守のみとなっている）案件については、履行実績に算入して差し障りありません。 ⑤契約書の写しなどの提出が望ましいですが、契約の相手方との秘密保持の関係によりこれらの提出が難しい場合は、参加者が示す実績一覧表でも実績を示す資料と

			「技術実証」等である場合であっても、その業務の内容としてシステムの設計・開発を実際に行っているものであれば、当該要件に含まれますでしょうか ④対象となる履行実績は完了済みの案件に限られますでしょうか。あるいは、現在 契約期間中（開発中・運用中等）であり、まだ完了に至っていない案件も履行実績として認められますでしょうか。 ⑤参加表明時に提出する「実施要領 2（6）を満たすことを証する書類」として、具体的にどのような資料（実績一覧表、契約書の写し、契約実績証明書等）の提出が 想定されておりますでしょうか。	してみなします。
6	参加資格	【仕様書】 4（1）ア(ア)	①生成 AI を活用したシステムに関する実績を指すものでしょうか。あるいは、自治体向け業務システム全般（生成 AI 活用の有無を問わない）の実績も対象となりますでしょうか。 ②民間企業向けの実績についても、類似事業の実績として記載することは可能でしょうか。	①本県が求めている実績としては、生成 AI ないしは AI に係る業務システム関連の履行実績です。AI 活用を含まない事業については、類似事業の実績として記載することは可能ですが、生成 AI を活用したシステムの開発等の実績には含まれません。 ②民間企業向けの実績に係る取扱いについては、質問No.2 ③と同様とします。
7	参加資格	【仕様書】 4（1）ア(イ)	①「レベル4相当以上の能力」について、プロジェクトマネージャ試験、システムアーキテクト試験、データベーススペシャリスト試験等の高度情報処理技術者試験の合格を要件とするものでしょうか。 ②あるいは、特定資格の保有を前提とせず、実務経験等を踏まえ「レベル4相当」に該当すると弊社が判断したメンバーを選任することでも可としていただけますでしょうか。 ③②の場合、判断根拠として提示すべき資料（実務経験年数、業務内容の詳細等）に指定はありますでしょうか。	①質問No.1 のとおりです。 ②お見込みのとおりです。ただし、選任にあたって一定程度かつ客観的な実務経験の有無等を本県が問う場合があります。 ③本県が定める様式はありませんが、客観的に示すことのできる判断根拠を基に選任してください。
8	参加資格	【実施要領】 2 関連	本プロポーザルへの参加は単独企業による応募に限られますでしょうか。また、単独企業として応募する場合、本業務の一部（開発、運用保守等）を再委託することは 可能でしょうか。可能な場合、再委託が認められる範囲や、再委託先に関する制限に ついてご教示ください。	参加企業数についてはNo.2 ①のとおりです。 業務の一部を再委託する際の取扱いについては、別途協議が必要です。
9	参加資格	【実施要領】 2（2）	本業務に必要な栃木県競争入札参加資格の業種区分を御教示ください。	本業務の性質から、本プロポーザルにおける資格については「栃木県物品調達等競争入札参加者資格等」（H8.2.13）第1 業種区分における、「N 通信、情報処理」の「2 情報関連サービス」の競争資格を想定しています。
10	参加資格	【仕様書】 4（1）	提案する AI アーキテクチャおよびそのコンポーネントに係る知的財産権について、提案者が所有権または適切な実施権を有していることの確認・保証は求められますでしょうか	当該確認・保証を求めます。必要に応じて本県において提案者から説明を求め確認します。
11	参加資格	【実施要領】 2	参加資格要件として、他の地方公共団体（都道府県・市区町村等）における類似システムの導入実績を、審査上有利となる参考実績として提示することは可能でしょうか。可能な場合、類似実	仕様書 4（1）ア(ア)のとおり、本業務における必要となる資格として定めている資格のほか、質問No.6 に示したような形で類似事業の履行実績を示すことも可能で

			績として認められる範囲（例：生成 AI を活用した住民・職員向け対話システム等）についてご教示ください	す。「類似」として認められる範囲としても質問No.6 に示したとおりです。
12	提案・業務の内容	【実施要領】 3（5）①イ（キ）及び（ケ） 【仕様書】 3（4）ア（ア）	生成 AI サービスの利用料の見積前提について確認させてください。 ①過去事例の出力 1 件あたりに参照する事例の件数及び文字数の想定があればお示しください。 ②契約期間中に想定出力件数を大きく超過した場合の費用の取扱いについて、貴県の考え方をお示しください。 ③為替変動や AI サービスの価格改定が生じた場合のランニングコストの取扱いについてお示しください。	①参照する事例の件数については、現時点では想定しておりません。（原則として児相システムから定時で送信されてきたデータをベースとして全件検索を想定しています。）データベースとなる児相システムからのデータ量については質問No.25 のとおりです。 ②③想定金額を大幅に上回り、社会通念上受忍できない値上がりが発生した場合などは、適宜契約金額を見直す（変更契約）ことを検討いたします。
13	提案・業務の内容	【仕様書】 2（4）オ 4（2）～（5）	本業務の調達範囲は「運用保守要件定義」までとされていますが、仕様書 4(4)のサポート体制及び 4(5)の問合せ対応は、システム運用開始（令和 9 年 3 月上旬）から契約期間終了（令和 9 年 3 月 31 日）までの期間を対象とするものと理解してよろしいでしょうか。 また実施要領 3(5)①イ（ケ）の「システム導入後の運用に際して生じる 1 年間のランニングコスト」は、次年度以降の別途契約に向けた参考見積との理解でよろしいでしょうか。	いずれの質問についても、お見込みのとおりです。 なお、次年度以降の運用保守については、本契約内容には含まれませんが、別途契約することを想定しています。
14	提案・業務の内容	【実施要領】 6（5）	委託業務における制作物の著作権は貴県に帰属するとされていますが、受託者が従前より保有する著作物、市販パッケージソフトウェア、オープンソースソフトウェア、及び生成 AI の基盤モデルに係る権利は帰属の対象外とし、その旨を企画提案書に明記する取扱いでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	提案・業務の内容	【仕様書】 2（3） 4（8）エ	①本番用の閉域接続が開通する前の開発・検証期間（令和 8 年 10 月～令和 9 年 1 月頃）において、開発・単体試験用の暫定接続経路（県が承認するセキュアな VPN 接続等）の利用は可能でしょうか。 ②また、開発期間中に実機疎通環境がない場合、ダミーデータ（模擬データ）の授受・検証方法について、どのような想定をお持ちでしょうか。	①開発・試験時の接続環境の提供可否及び提供方法については、本県、児相システム改修業務受託事業者及びネットワーク構築業務受託事業者との協議により決定する予定です。 ②ダミーデータについては、原則として乙が準備する想定です。なお、データの様式例（実データと同じ構造物を作成できるよう）は契約締結後に提示予定です。 試験稼働前の検証の手法については、契約内容調整時～契約締結時に別途協議を想定しています。
16	提案・業務の内容	【仕様書】 4（8）エ	児相システムと本システム間の開発・試験について、作業範囲は以下の理解で相違ないでしょうか。 【乙の作業範囲】 ・本システム（クラウド側）の API 設計・構築／受信・格納・AI 推論／クラウド側 NW 設定 ・単体・結合試験（自区間）／試験計画書・設計書／試験稼働時の技術支援 ※日々連携はブッシュ型を前提。	お見込みのとおりです。 ただし、本システム利用に係る認証要素については質問No.43、No.45 及びNo.56 にも記載しているように多要素認証を予定しております。

			【乙の作業範囲外】 ・児相システム改修・運用、児相システム UI（要件・設計・構築）、UI→本 API 呼出のフロント設計実装 ・SSO／認証の児相側（トークン発行・画面遷移）処理の設計実装 ・日次連携の送信側（プッシュ）処理の設計実装 ・児童記録の抽出・送信処理の設計実装 ・UI 結合試験の児相システム側実施 ・他ベンダ起因障害の根本原因修正（乙は自区間の切り分け・復旧まで）	
17	提案・業務の内容	【仕様書】 2（4）	本業務における「システムテスト」「運用テスト」は、それぞれ以下を指す理解で相違ないでしょうか。 【システムテスト】児相連携を含む外部結合・性能試験（乙＋児相システム改修業務受託業者） 【運用テスト】仕様 3(10)エの試験稼働（甲主導、乙は技術支援・障害対応） 上記以外の試験を含む場合は、種別名と実施主体をご教示ください。	「システムテスト」については、本システムが正常に稼働することを確認するものであり、ネットワーク接続及び児相システムとの連携を行わずに実施することを想定しています。 「運用テスト」についてはお見込みのとおりです。
18	提案・業務の内容	【仕様書】 4（3）イ	仕様書 4(3)イ「運用手順書の作成」に関して、運用操作マニュアルを作成するにあたり、実際の児相システム画面のスクリーンショット等が必要になると想定しております。マニュアルに掲載する画面情報（スクリーンショット等）の取得を、児相システム改修業務の受託業者へご依頼いただく、あるいはご提供いただくことは可能でしょうか。弊社で取得する必要がある場合、操作可能なテスト環境等をご提供いただけるかについても併せてご教示ください。	現時点でお約束できるものではありませんが、運用操作マニュアルを作成するにあたり必要な事項については、児相システム改修業務受託事業者と協議し提供できるよう努めます。 なお、操作マニュアルの作成に係る役割分担については、別途本県、乙及び児相システム改修業務受託事業者の協議により決定する予定です。
19	提案・業務の内容	【仕様書】 3（2）エ	現行の児相システムの操作画面（過去事例検索、ケース記録閲覧等の既存画面）について、スクリーンショットまたはそれに準ずる資料をご提供いただくことは可能でしょうか。本システム機能の追加実装を具体的に検討するにあたり、現行画面の仕様を把握したく存じます	質問No.18と同様に、現時点で提供を確約できるものではありませんが、システム開発にあたり必要な資料については、児相システム改修業務受託事業者と協議し提供できるよう努めます。
20	提案・業務の内容	【仕様書】 4（4）オ	仕様書 4(4)オ「その他」に関して、リモートアクセス保守の作業に使用する専用端末（PC）は、県からセキュリティ設定済みの端末が貸与される想定でしょうか。それとも、受託者（乙）側で調達した端末（セキュア要件を満たすもの）を使用する想定でしょうか。	乙側で調達した端末を使用いただく想定です。
21	提案・業務の内容	【実施要領】 3（5）イ	AI サービス（クラウド上の生成 AI サービス等）の利用に係る実費（従量課金分）について、クラウドの契約および実際の支払い（月々の実費支払い）は栃木県（甲）が直接行い、受託者（乙）の見積額はあくまで予算確保のための参考値という認識で正しいでしょうか。 委託費（2,197 万円の上限額内）にクラウド実費支払いを含めて乙が支払うスキームの場合、年	（質問前段）委託費にクラウド実費支払いを含めて乙が支払うスキームを想定しています。 （質問後段）質問No.12②③のとおりです。

			度途中でクラウド実費が予算上限（見積額）を超過した際の費用負担および利用制限の方針についてご教示ください。	
22	提案・業務の内容	【仕様書】 4（8）ア	受託者（乙）が本システムを設計・開発・プログラミングするにあたり、生産性向上を目的として生成 AI 開発補助ツール（コーディングアシスタント等）を開発用端末で使用することは認められますでしょうか。尚、生成 AI 開発補助ツールの利用は、入力データを AI モデルの学習に利用させない契約（オプトアウト契約やエンタープライズライセンス等）が担保されているセキュアな環境での利用に制限することを前提としております。	本業務を受託するにあたり、生成 AI 開発補助ツール等を活用することは妨げません。 ただし、本業務により知り得た情報については適切な管理を行うこととしていただき、当該情報が AI モデルの学習に利用できないよう設定されていることが前提です。
23	提案・業務の内容	【仕様書】 3（7）イ(イ)、カ(ア)(イ)及びセ	生成 AI 用サーバーの調達について、貴県において調達することを想定しておりますでしょうか。受託者において調達することを想定しておりますでしょうか。	本県において、新規にサーバ機器を調達することは想定していません。受託事業者においてクラウドサービス等を利用し、本システムの稼働に必要な環境を準備することを想定しています。なお、仕様書及び本県が定めるセキュリティ要件を満たす必要があります。
24	提案・業務の内容	【仕様書】 3（2）エ	要件定義及び基本設計の過程において、乙が本システム機能の操作性向上等の観点から画面（フロントエンド）に関する変更・改善提案を行った場合、当該提案は児相システム改修業務受託者により実装されるものでしょうか。それとも、画面仕様の決定権は甲及び児相システム改修業務受託者にあり、乙の提案には反映の保証がないという理解でよろしいでしょうか	生成 AI システム利用画面は児相システム改修業務受託事業者が主導して進めていく想定であり、画面構築仕様の最終的な決定権は本県にあります。質問のような提案をいただいた際には、児相システム改修業務受託事業者、乙及び本県が協議し実装可能な仕様であるかや導入するかを検討する想定です。
25	データ仕様	【仕様書】 3（2）ア(ア) （4）ア(ア)	本システムに読み込む児童記録等データについて、以下をお示しください。 ①初期読込の対象期間・対象件数・総データ容量 ②データ形式（リレーショナルデータベース上の構造化データか、経過記録等の非構造化テキストか、帳票 PDF・Word 等の文書ファイルや、スキャン画像・添付ファイルを含むか） ③日次連携は全件洗い替えか差分連携か、及び 1 日あたりの想定更新件数。	①【児相システムからのデータ】 初期読込の対象期間：児相システム内に保存されている全データを想定 対象件数：約 240 万件（基本情報・受付情報・対応情報等） 総データ容量：約 2.3GB なお、対象件数及び総データ容量については、システム構築の過程において、本県と乙が協議の上、読み込むデータが減少する可能性があります。 【関係法令等※】 対象件数：7 件 （想定原稿最大約 530 頁、最大約 80 万文字） ②【児相システムからのデータ】：CSV ファイルを想定 【関係法令等】Word または PDF データの読込 ※画像ファイル等は含まない想定です。 ③全件洗い替えを想定していますが、本県、乙、児相システム改修業務受託事業者

				及びネットワーク構築業務受託事業者との協議により決定する予定です。 ※関係法令：最低限導入時点で読み込ませておくべき法令等として仕様書に例示している法令等（児童福祉法、児童福祉法施行令、児童福祉法施行規則、児童虐待の防止等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律施行令、児童虐待の防止等に関する法律施行規則、児童相談所運営指針）
26	データ仕様	【仕様書】 3（11）ア(イ)	試験に使用するデータについて、貴県が準備されるものは実データでしょうか、匿名化又はダミーデータでしょうか。また、開発期間中に受託者の開発環境において実データを取り扱う必要が生じるか、その場合の取扱条件についてお示ください。	開発期間中（本業務受託事業者の開発環境）についてはダミーデータを使用していただく想定です。また、ダミーデータについては質問No.15②のとおり乙が準備する想定です。 なお、試験稼働時には実データを使用する想定ですが、ダミーデータで行う場合もあります。
27	データ仕様	【仕様書】 3（2）ア(ア)及び(イ)	仕様書3（2）ア（ア）に定める児童記録等データの読込に関し、開発作業の前提とするため下記についてご教示ください。 ①本システムの構築・学習に用いる児童記録等データについて、総件数及び総容量の目安、並びに開発着手時点で提供いただけるデータの件数、形式及び提供時期をご教示ください。 ②開発期間中に実データを使用できない場合、開発用のダミーデータは貴県、弊社のいずれが用意するものでしょうか。 ③仕様書3（2）ア（イ）に定める関係法令等の読込データは貴県が準備し、試験稼働時に読込を実施することとされておりますが、当該データの形式（PDF、テキスト等）及び分量の目安をご教示ください。	①質問No.25①のとおりです。 ②質問No.15②のとおりです。 ③質問No.25①のとおりです。
28	データ仕様	【仕様書】 3（2）ア(ア)	児童記録等の日次連携（仕様書3(2)ア(ア)）について、質問 No. 42 のプッシュ型を前提として、以下をあわせてご教示いただけますでしょうか。 ①連携対象データの形式（構造化データ、非構造化データ）、想定件数、初回ロードの方針、およびエラー時のリトライ要件 ②日次連携は差分のみ連携される想定か、都度全件を新規取り込みする想定か	①想定件数については質問No.25①のとおりです。このほかの仕様については、本県、乙、児相システム改修業務受託事業者及びネットワーク構築業務受託事業者との協議により決定する予定です。 ②質問No.25③のとおりです。
29	データ仕様	【仕様書】 3（2）ア(イ)	係法令等の「規範データ」（仕様書3(2)ア(イ)）について、以下をあわせてご教示いただけますでしょうか。 ①具体的なファイル形式（PDF、テキスト、Word 等）の指定の有無。法令・規則ごとに形式が異なる場合、事前に把握可能なものがあればご共有ください	①質問No.25②のとおりです。 ②原則として、法改正等の都度更新とすることとします。 ③仕様書3（2）ア(イ)に記載のとおり、試験稼働時には乙に読込を行っていただく想定ですが、以降の法改正等による読込実施は本県が行うこととしていますので、

			②規範データの更新頻度（半年に1回等の定期更新、都度更新等）の想定 ③スキャン PDF の OCR 処理や、AI が読み込みやすい形式へのフォーマット変換（クレンジング作業）を、提供前に県（甲）側で実施いただく想定か、提供されたローデータの前処理からシステムへのインポートまでを受託者（乙）の作業範囲とする想定か	当該項目に係るデータの整備については本県にて行います。参加を表明する事業者がするクラウド環境において読み込みやすいデータの形状等の指定につきまして、提案書に記載してください。
30	データ仕様	【実施要領】 3（5） 【仕様書】 3（2）ア(ア)等	システム構成及び費用算定のため、児相システムに蓄積されている児童記録等について、現時点の概算件数及びデータ容量をご提示いただくことは可能でしょうか。	質問No.25①のとおりです。
31	データ仕様	【仕様書】 3（2）ア(イ)	システム導入時に本システムへ取り込む児童記録等は、児相システムに保存されている全期間のデータを対象とするのでしょうか。それとも直近〇年間等、対象期間を限定する想定でしょうか。	質問No.25①のとおりです。
32	データ仕様	【仕様書】 3（2）ア(ア)等	甲が準備する法令、通知、ガイドライン等の規範データについて、想定されるファイル形式（PDF、Word、HTML、テキスト等）、概算ファイル数及びデータ容量をご教示ください。	質問No.25②のとおりです。
33	システム仕様	【仕様書】 3（3） 別添「栃木県共同利用型基盤環境」	本システムの設置環境について確認させてください。本システムは、受託者が用意するクラウド環境上に構築し、児相システムとは閉域接続により API 連携する構成を想定してよろしいでしょうか。それとも、別添に示された「栃木県共同利用型基盤」上（仮想マシンのOVF形式での納品）に構築することを求められるのでしょうか。前者の場合、利用可能なクラウド事業者やリージョンの指定（ISMAP クラウドサービスリスト登録の可否を含む）があればお示しください。	本システムについては乙側が用意するクラウド環境上に構築し、児相システムと閉域接続を通じて API 連携を行う想定としています。 利用可能なクラウドサービス事業者名の指定はありませんが、リージョンは国内を指定、ISMAP クラウドサービスリスト登録ないしは ISMS（ISO/IEC27017）を取得しているクラウドサービス事業者に限ります。
34	システム仕様	【仕様書】 3（2）ア 3（7）ツ	仕様書3(2)アの「学習し参考にするよう設計すること」について、生成 AI モデルの追加学習（ファインチューニング）ではなく、児童記録等を検索・参照して回答を生成する方式（検索拡張生成）により要件を満たすものと理解してよろしいでしょうか。 また、3(7)ツの「システム外での利用・学習を行わないこと」は、利用する AI サービスにおいて入力データがモデルの学習に利用されない設定であれば充足するとの理解でよろしいでしょうか。	（質問前段）お見込みのとおりです。 （質問後段）本システムに係る情報（読込情報、プロンプト及び出力結果）が、本システムの提供に必要な範囲を超えた領域で第三者サービス又は外部 AI モデルの学習に利用されないことを主旨としています。利用する AI サービスにおいて、入出力データが当該サービスの基盤モデルの学習に利用されない設定又は契約となっている場合は本要件を満たすものとして差し支えありませんが、本システムの運用保守に必要な範囲を超える利用は認めないこととします。
35	システム仕様	【仕様書】 4（8）イ	稼働率の目標 99%及び復旧目標時間 1 日について、算定の対象範囲を確認させてください。生成 AI サービス提供事業者側の障害、閉域回線の障害、及び児相システム側の障害に起因する停止時間は、本システムの稼働率の算定から除外されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、本業務に係る「稼働可能時間」の算定については、児相システム及び閉域接続といった本業務の調達範囲外で起こる障害による稼働可能か確認できない期間は含まない想定です。

36	システム仕様	【仕様書】 3（4）イ（イ）	過去事例の出力及び処遇案等の出力に係るレスポンス時間の目標値「1 分／1 回」について、計測の起点及び終点をお示しください。本システムが API リクエストを受信してから応答を返却するまでの時間との理解でよろしいでしょうか（児相システム側の画面表示に要する時間は含まない、との理解でよろしいでしょうか）。	お見込みのとおりです。
37	システム仕様	【仕様書】 3（3）イ 3（7）ス～ソ及びチ	仕様書 3（3）イにおいて、児相システムと本システム間の通信は閉域接続により行うものとされていることから、本システムは栃木県共同利用型基盤の外部に、弊社が調達するクラウドサービス上に構築するものと理解しております。この理解に誤りがないかご教示ください。 ①仕様書 3（7）ソに定める日本国内のデータセンターでの管理及び同テに定める「クラウドサービス利用手順（第 2.0 版）【秘密】」への準拠を前提として、クラウド事業者が提供するマネージド型の生成 AI サービスを利用することは可能でしょうか。 ②「クラウドサービス利用手順（第 2.0 版）【秘密】」において、利用可能なクラウドサービスに関する制限（I S M A P クラウドサービスリストへの登録の可否等）が定められておりますでしょうか。差し支えない範囲でご教示ください。 ③クラウドサービス上に構築する場合、仕様書 3（7）セ（サーバへのアンチウイルスソフト導入）、ス（侵入の物理的対策）及びチ（構成装置の処分）の各要件については、当該クラウド事業者において講じられている対策をもって満たすものとする理解でよろしいでしょうか。	（質問前段）お見込みのとおりです。 ①仕様書で定める要件を満たしていることが確認できれば利用可能です。 ②質問No.33 のとおりです。 ③導入先のクラウド事業者にて、本仕様書 3（7）が守られていることが必要です。
38	システム仕様	【仕様書】 3（2）ア（ア） 3（2）イ（イ）	仕様書 3（2）ア（ア）において、児相システム内に保存されている児童記録等のデータを本システムにて読み込み、A P I 連携により定期的（日次）に情報の連携を実施することとされております。一方、同イ（イ）においては、該当する事例を児相システムから検索することとされております。本システムにおける児童記録等データの保持について、下記のいずれを想定されているかご教示ください。 （a）児童記録等データを本システム側に複製して保持し、本システム内で検索を行う （b）児童記録等データは児相システム側にのみ保持し、本システムは都度 A P I により問い合わせを行う （c）検索に必要な索引情報等のみ本システム側に保持し、記録の本文は都度取得する なお、仕様書 3（7）コにおいて「本システムに蓄積された情報」及び「保存された情報を暗号化する機能」に係る定めがあることから、弊社といたしましては（a）を想定しておりますが、この理解に誤りがないかもあわせてご教示ください。	本仕様書においては、示されたうち（a）を想定しています。

39	システム仕様	【仕様書】 3（１）ア 3（２）ア(ｱ) 3（３）ウ 等	本システムと児相システムとのＡＰＩ連携に係る詳細設計にあたり、現行の児相システムのＡＰＩ仕様書等の関連資料は、参加表明後（又は企画提案書作成時点）に開示いただけますでしょうか。開示可能な場合、開示の時期及び方法についてもご教示ください。	仕様書３（１）アに記載のとおり「実装上の詳細仕様及び実現方法については本業務契約締結後の要件定義及び基本設計工程において、本県、乙及び関係事業者との協議により決定するもの」としていますので、参加表明の時点では開示できませんが、契約締結の調整段階で一定程度提示します。
40	システム仕様	【仕様書】 3（２）エ	注記において「本システム操作画面は主に児相システム改修業務受託業者が構築する」とされておりますが、ＡＰＩ連携方式及び認証方式の検討に必要なため、下記についてご教示ください。 ①児相システムのシステム形態（Ｗｅｂアプリケーション／クライアントサーバ型のデスクトップアプリケーション等）及び使用技術（実装言語、フレームワーク等） ②現行システムにおけるＡＰＩ連携の実績の有無及びその方式 ③弊社が構築する範囲は、操作画面を含まないＡＰＩまでとの理解でよろしいでしょうか。	①java による WEB アプリ（特定フレームワークなし）です。 ②実績はありません。 ③お見込みのとおりです。
41	システム仕様	【仕様書】 3（８）イ	仕様書３（８）イにおいて、稼働率の目標を 99%とすることとされておりますが、当該稼働率の算定範囲は、本システム（弊社の責任範囲）に起因する停止のみを対象とする理解でよろしいでしょうか。栃木県共同利用型基盤、閉域接続、児相システムその他本業務の範囲外の設備・システムに起因する停止時間は、算定対象外となりますでしょうか。	質問No.35 のとおりです。
42	システム仕様	【仕様書】 3（３） 別添「栃木県共同利用型基盤環境」	仕様書 3(3)および別添「栃木県共同利用型基盤環境」に基づき、本システム（API エンドポイント、生成 AI 基盤、学習データを含む）をクラウド国内リージョン上に構築する想定で相違ないでしょうか。 別添オに記載の OVF 形式での構築・受け渡し手順は、児相システム側のみに適用され、本システムには適用されない認識でよいでしょうか。	（質問前段）お見込みのとおりです。 （質問後段）お見込みのとおりです。
43	システム仕様	【仕様書】 3（２）ア(ｱ)	①仕様書 3(2)ア(ア)の日次連携について、児相システム改修業務受託業者から本システム（乙）の受信 API へ児童記録等をプッシュ（POST 等）する方式として理解しておりますが、この理解で相違ないでしょうか。 ②本システム側で受信（呼ばれる側）する API の設計にあたり、児相システム側の技術的制約や県のセキュリティ規定等に起因する、すでに定義済みの仕様（特定の通信プロトコル、データフォーマット [XML、CSV 等]、認証・暗号化方式等、変更不可能な制約）が存在するかについて、現時点でどの程度確定しているかご教示いただけますでしょうか。 ③上記のような既存の制約がない場合、本システム受託者（乙）が API 仕様（エンドポイント、ペイロードフォーマット [JSON 等]、認証・暗号化方式等）を新規に設計・定義し、児相システム改	①お見込みのとおりです。 ②③については、仕様書３（１）アに記載のとおり「実装上の詳細仕様及び実現方法については本業務契約締結後の要件定義及び基本設計工程において、甲乙及び関係事業者との協議により決定するもの」としています。なお、本システム利用者の認証については、児相システムログイン時の ID・パスワードを含めた多要素認証を想定しています。

			修業務受託業者に提示（API 仕様開示）する進め方でよろしいでしょうか。	
44	システム仕様	【仕様書】 2（3） 3（10）イ(7) 4（8）エ	本システム（クラウド側）のテスト環境は受託者（乙）にて構築いたします。プッシュ型および乙による受信 API 仕様策定を前提として、児相システムとの結合試験に向け、以下について想定スケジュールをご教示いただけますでしょうか。 ①児相システム改修業務受託業者側の結合試験環境が利用可能となる時期 ②児相システム側に、本番データを含まない検証用 VM（テスト用ステージング環境）をご提供いただき、そこから疎通テストを実施する手順を想定してよいか ③仕様書 3(10)イ(ア)の「試験環境」について、本番稼働後も継続して用意する必要があるか。継続が必要な場合、試験環境のデータはダミーデータではなく本番相当のデータを用意する想定か	①R9.2 頃を目途に試験稼働ができるよう、回線の開通作業を行う予定です。 ②検証環境の提供可否及び提供方法については、児相システム改修業務受託事業者との協議により決定する予定です。 ③試験環境については、本番環境稼働後は継続して用意する必要はありません。
45	システム仕様	【仕様書】 3（1）イ及びウ	児相システムにログイン済みの状態から本システムを利用する際の認証連携について、以下をあわせてご教示いただけますでしょうか。 ①児相側から本システムへ渡される認証情報の形式（JWT/OIDC/SAML 等） ②児相システムが IdP（認証基盤）として機能する想定か、本システム側が SP として機能する想定か ③児相システムの認証が独自実装か、外部 IdP（県共通認証等）を利用しているか ④本システムは児相発行トークンの検証のみで足りる想定か、県／児相の IdP と直接フェデレーション連携（SAML/OIDC メタデータ交換等）が必要か	①本県、乙、児相システム改修業務受託事業者の協議により決定予定です。 ②本システムが SP として機能する想定です。ただし、セキュリティの観点から多要素認証を実装する必要があります。 ③児相システム側に認証基盤はないため、本システム利用に係る認証については本県、乙、児相システム改修業務受託事業者の協議により決定予定です。 ④③のとおり児相システム側に認証基盤はなく、児相システムのアカウント情報を、本システム利用時に送信することを想定しております。県／児相の IdP と直接フェデレーション連携（SAML/OIDC メタデータ交換等）については現時点で想定はしていません。認証方法については仕様書等に沿って提案によるものとしますが、多要素認証を必須とします。
46	システム仕様	【仕様書】 3（1）イ及びウ 3（7）ク(イ)等	本システムのアクセス権限制御について、以下をご教示いただけますでしょうか。 ①児童相談所システム利用者全員が本システムを利用できる想定か ②導入箇所（こども政策課、中央・県南・県北児童相談所）単位での制御で足りるか、職種・役職等による細分化が必要か。細分化が必要な場合、どのような粒度を想定されているか	①お見込みのとおりです。 ②アクセス権限制御の機能については、管理者権限にのみ付与を想定していますので、導入箇所単位による細分化は想定していません。
47	システム仕様	【仕様書】 3（7）オ	①利用記録や例外事象に関するログを「指定する期間保管する」（仕様書 3(6)オ）とありますが、具体的な保管期間（例：1 年間、5 年間等）の指定はありますでしょうか。 ②また、ログの種別によって保持期間が異なる場合、その内容についてもご教示ください。	①1 年程度を想定しています。 ②本システムにおけるログについては一律の保存期間を設けることとし、ログの種別によって保存期間に差異は設けない想定です。
48	システム仕様	【仕様書】 3（8）イ	可用性確保として「異常停止時間が復旧目標時間として 1 日を超えない運用」（仕様書 3(8)イ）とありますが、1 日の考え方としては営業時間・営業日ベースになる認識で合っていますでしょうか。	お見込みのとおりです。

			うか。	
49	システム仕様	【仕様書】 3（１）ウ等	児相システムのアカウント情報を基に本システムを利用するとありますが、SSO 等の具体的な認証方式について既に想定されている方式はございますでしょうか。	現時点で具体的な方式についての想定はありませんが、本システム利用に係る認証要素については質問No.43、No.45 及びNo.56 にも記載しているように多要素認証を予定しております。
50	システム仕様	【仕様書】 3（１）ウ等	児相システムから本システムへ連携するアカウント情報には、所属児童相談所、職位、ロール等の権限情報も含まれる想定でしょうか。また、本システム側で利用者ごとの参照範囲を制御する必要がありますでしょうか。	質問No.46 のとおりです。
51	システム仕様	【仕様書】 3（２）ウ	「複数事例を出力」とありますが、標準的に何件程度の出力を想定されていますでしょうか。	3 件程度の出力を想定していますが、企画提案書により提案いただくことを想定しています。
52	システム仕様	【仕様書】 3（４）イ	クライアント端末のスペックについては記載がありましたが、生成 AI を稼働させる環境について、想定される CPU、メモリ、GPU 等のマシンスペック、生成 AI モデル・サービスに関する情報を提示して頂けますでしょうか。	生成 AI の導入及び稼働環境については、受託事業者においてクラウドサービス等を利用し本システムの稼働に必要な環境を準備することを想定しています。そのため、マシンスペックの想定はありません。 生成 AI モデル及びサービスについては特段の指定はありませんが、利用できるサービスについて、リージョンは国内を指定しており、事業者については ISMAP クラウドサービスリスト登録ないし ISMS（ISO/IEC27017）を取得しているクラウドサービス事業者に限ります。
53	システム仕様	【仕様書】 別添「栃木県共同利用型基盤環境」	システム構築環境の手順として「県にて払い出した仮想マシンを受託業者環境に取り込んで構築し、OVF 形式で返却する」とありますが、貴県から最初に払い出される仮想マシンのイメージフォーマット（OVA、OVF、vmdk 等）および OS のバージョン・初期プリインストール内容（ミドルウェア等）についてご教示ください。	当該資料につきましては、児童相談所システムに係る説明に付随して共同利用型基盤の説明資料として添付したものです。 本システムについてはクラウド環境上に構築することを想定していることから、本業務受託事業者に仮想マシンを払い出す想定はありません。
54	システム仕様	【仕様書】 3（３）	本システムは、栃木県共同利用型基盤内にオンプレミスで構築する必要がありますでしょうか。それとも、3（３）イに定める閉域接続によるデータ送受信を条件として、提案者が別途用意する日本国内のクラウド・データセンター等の自社インフラ上に本システムを構築することは可能でしょうか。	質問No.33 のとおりです。
55	システム仕様	【仕様書】 3（２）エ	①現行の児相システムにおけるデータ抽出・検索機能について、具体的にどのような仕組み（API、データベースへの直接アクセス、CSV 等のエクスポート機能等）が既に備わっておりますでしょうか。また、そのうちどの部分が今回新たに構築（改修）される予定でしょうか。 ②あわせて、本システムと児相システム間の A P I 連携仕様について、乙（本業務受託者）、児相	①児相システムでは、システム内部の検索機能や CSV 等のエクスポート機能などがありますが、外部のシステムとは連携しておらず、今回新たに本システムにアクセスする専用回線の構築や UI の開発を予定しています。 ②API の連携については、本県、乙及び児相システム改修業務受託事業者の協議によ

			システム改修業務受託業者のいずれが主導して定義するのか、または甲を含めた三者協議により決定するのか、その進め方及び大まかな協議スケジュールについてご教示ください。	り定義していく想定ですが、連携仕様案については乙が主導して定義いただく想定です。スケジュールについては、本業務契約後に改めて定めていく予定です。
56	セキュリティ仕様	【仕様書】 3（2）ア(ｱ) 3（7）ソ及びツ	児童記録等（要配慮個人情報を含む）を生成 AI サービスへ入力することについて、貴県における個人情報の保護に関する法律及び関係条例上の整理は完了しているものと理解してよろしいでしょうか。また、個人情報保護評価等の実施予定の有無、及び本システムへの入力に際して氏名等の仮名化・マスキング処理を受託者側で実装することを求められるかについてお示しください。	本県におけるセキュリティ対策基準及びクラウドサービス利用手順等に基づき個人情報に係る要件に適應できる通信・認証方法・テナント形態等※を採用する予定です。 ※認証方法：多要素認証有り、通信経路・情報の暗号化有り、テナント形態はシングルテナント（物理基盤又はクラウド基盤の専有までは求めない）を想定しています。 個人情報保護評価については、本システムの運用保守に際して、セキュリティ対策基準に基づき定期的に乙から報告を求める想定です。 本システム内での仮名化及びマスキング処理を求める想定はしておりません。（試験稼働時に、ダミーデータの作成を求める可能性があります。）
57	セキュリティ仕様	【実施要領】 3（4）	【秘密】と記載された文書（栃木県情報セキュリティ対策基準、クラウドサービス利用手順（第 2.0 版））の貸与について、参加資格の確認通知（9 月 2 日予定）を待たず、秘密保持誓約書（様式 4）を先行して提出した者へ貸与いただくことは可能でしょうか。企画提案書の提出期限（9 月 11 日）までの検討期間確保のため、可能な限りの前倒しを希望します。	実施要領 3（4）のとおり、参加資格があることを前提に貸与することを想定しているため、参加資格通知と同時期になります。
58	セキュリティ仕様	【仕様書】 3（7）ソ	仕様書 3（7）ソにおいて、本システムに入力された情報、出力した情報及びフィードバックや利用状況等については、日本国内のデータセンターで管理され、日本の裁判管轄、法令が適用されることとされております。当該要件について、下記のとおりご教示ください。 ①児童記録等データの保管、及び生成 AI による推論処理（プロンプトの送信及び出力の生成）のいずれについても、日本国内のリージョンで実施することを求めるものとの理解でよろしいでしょうか。 ②データの保管を日本国内のリージョンで行う一方、生成 AI の推論処理についてクラウド事業者の海外リージョンを利用することは、当該要件との関係で認められますでしょうか。 ③クラウド事業者が提供する生成 AI サービスにおいては、利用するモデルによって提供リージョンが異なる場合がございます。国内リージョンで提供されているモデルに限定して選定する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	①お見込みのとおりです。 ②クラウドサービスを提供するリージョンが国内であることを想定しておりますので、推論処理等バックエンドについても国内で実施していただく想定です。 ③お見込みのとおりです。
59	セキュリティ仕様	【仕様書】 3（1）ウ 3（7）ク(ｸ)	児相システムのアカウント情報を読み込み判別することとされております。認証方式及びアクセス権制御の設計に必要なため、下記についてご教示ください。 ①児相システムのアカウント情報として保持されている項目	①ユーザ ID、パスワード、アカウント名等が保持されています。詳細については契約締結以降に示します。 ②アクセス制御の権限は管理者権限に付与するのみの想定としています。

			② 3（7）ク（イ）に定めるアクセス権制御について、判断の根拠となる職務区分の情報は当該アカウント情報に含まれますでしょうか。 ③ 3（7）キにおいて認証方式は「A P I キーその他同等以上の安全性を有する方式」とされておりますが、児相システム側にシングルサインオンに対応する認証基盤は存在しますでしょうか。存在する場合、当該基盤との連携による認証方式を採ることは可能でしょうか。	③児相システム側に本システムに係る認証基盤はありません。
60	セキュリティ仕様	【実施要領】 3（4）	実施要領 3（4）において、【秘密】と記載されている文書は、秘密保持誓約書（様式4）を提出し、かつ、参加資格を有することを認められた者に限り貸与されるとされております。 「栃木県情報セキュリティ対策基準【秘密】」及び「クラウドサービス利用手順（第2.0版）【秘密】」は、本システムのセキュリティ設計及び構成に大きく影響するものと理解しております。参加資格の確認通知が令和8年9月2日（水）予定、企画提案書の提出期限が同年9月11日（金）とされており、企画提案書への反映に要する期間が限られることから、参加表明書及び秘密保持誓約書の提出後、参加資格確認通知を待たずに当該文書を貸与いただくことは可能でしょうか。	質問No.57のとおりです。
61	セキュリティ仕様	【仕様書】 3（3）	仕様書 3(3)イの趣旨（公衆インターネットを直接経由しない接続）を満たす説明として、生成 AI の推論処理において、児童記録等のデータが公衆インターネットを経由しない構成（クラウド内部通信のみ）による閉域経路の採用であれば、セキュリティ基準をクリア可能でしょうか。	お見込みのとおりです。データセンターの場所の指定等クラウドサービス事業者の基準については質問No.33 及びNo.58 のとおりです。
62	通信仕様	【仕様書】 3（3）イ及びウ 4（8）エ	児相システムと本システム間の閉域接続について、 ①接続方式（専用線、IP-VPN、各クラウド事業者が提供する閉域接続サービス等）の指定の有無 ②回線の帯域等の要件 ③ネットワーク構築業務受託事業者による回線の開通予定時期、をお示しください。あわせて、児相システムが庁外ネットワークと接続しない環境にあることと、本システムが外部の生成 AI サービスを利用することとの整合について、貴県の想定をお示しください。	①現時点では I P－V P Nを想定しています。 ②帯域等回線側の要件は現時点では定まっておりませんが、本県の想定としては 10Mbps 以上の回線を想定しています。（契約締結後に確定） ③回線の開通時期は試験稼働が始まる R9.2 頃を目途に開通できるよう作業を行う予定です。後段の質問については、児相システムが公衆インターネットと接続されていない環境で運用される一方、本システムとの通信については閉域接続により庁外の生成 AI 環境と接続する想定ですので、本システムがクラウド環境上で提供されることを妨げるものではありません。
63	通信仕様	【実施要領】 3（1） 【仕様書】 3（3）ウ及び4（8）エ	児相システム改修業務受託事業者及びネットワーク構築業務受託事業者について、 ①選定（契約）の時期又は予定、 ②三者協議の開始時期及び API 連携仕様の合意目標時期に関する貴県の想定、をお示しください。 また、他事業者の作業の遅延に起因して本業務の工程に影響が生じた場合の取扱いについて、貴県の考え方をお示しください。	①現時点で関連事業者との協議中ではありますが、いずれも R8.9～10 月にはそれぞれ契約予定です。 ②上述①の契約を経て連携仕様について合意形成を行うため、R8.10 頃を想定しています。また、乙の責めに帰さない理由による遅延については、随時工程の見直しを協議する想定です。

64	通信仕様	【仕様書】 3（3）イ	児相システムと本システム間の通信は閉域接続により行うものとされ、当該閉域接続の構築は本業務の範囲外とされております。弊社における接続要件の設計に必要なため、下記についてご教示ください。 ①想定されている閉域接続の方式（専用線、閉域VPN、クラウド事業者の専用接続サービス等）はございますでしょうか。 ②閉域接続の仕様が確定する時期の見込みをご教示ください。	①質問No.62①のとおりです。 ②R8.10頃を見込んでいます。
65	通信仕様	【仕様書】 4（8）エ	ネットワーク構築業務（仕様書4(8)エ・本業務範囲外）について、児相システムが配置される共同利用型基盤のインターネット接続系領域（外部から通信不可）からクラウドまでの接続を想定し、以下をあわせてご教示いただけますでしょうか。 ①インターネット系内部ネットワークから通信事業者閉域網、およびクラウドまでの各接続区間の作業主体と想定スケジュール ②県におけるネットワーク接続変更・申請から実際に疎通可能になるまでの想定期間（目安） ③令和9年2月の試験稼働に間に合わせるための回線開通の想定時期	①スケジュールについては質問No.62③のとおりです。 各接続区間の作業主体については以下のとおりの想定をしています。 閉域接続等回線開通：ネットワーク構築業務受託事業者 児相システム及び生成AIシステムの接続設定：児相システム改修業務受託事業者 ※それぞれの接続部分については、関係事業者が協議・連携して行う想定です。 ②契約締結後に全体のスケジュールについて改めて関係事業者との協議により決定する予定です。 ③質問No.62③のとおりです。
66	通信仕様	【仕様書】 3（3） 4（8）エ	ネットワークの構築、接続に関しては3者（庁内ネットワーク管理者、インターネット系回線提供事業者、本システム開発事業者）で協力して実施すると理解しております。本システム開発事業者（乙）の責任範囲は、閉域接続におけるクラウド側のネットワーク設定（仮想ネットワーク、ルータ等）のみであり、県庁側ネットワーク機器や回線側の論理・物理設定変更作業は一切含まれないという理解で正しいでしょうか。	ネットワーク構築の主体はネットワーク構築業務受託事業者としており、乙に対してはネットワーク設計、回線調達、構築は求めません。 ただし、本システムを稼働させるため、関係事業者（ネットワーク構築業務受託事業者、児相システム改修業務受託事業者）と連携し、接続方式の調整や疎通確認、接続試験等の実施について協力いただく想定です。
67	通信仕様	【仕様書】 3（3）	貴庁が契約されている通信事業者が、クラウド向け専用線接続サービス（Partner Interconnect等）に対応しておりますでしょうか。また帯域はどのような仕様となっておりますでしょうか。	ネットワーク構築業務受託事業者についてはまだ決定していないため、現時点では確定しておりません。
68	通信仕様	【仕様書】 2（3） 4（8）エ	委託業務スケジュールには「システム開発・ネットワーク構築」とありますが、別項ではネットワーク構築業務は本業務の範囲外とされています。本業務受託者が実施すべきネットワーク関連作業の具体的な範囲をご教示ください。	質問No.66のとおりです。
69	試験・品質	【仕様書】 3（11）及び4（1）	本システムの出力（過去事例及び処遇案等）について、正確性・妥当性に関する定量的な検収基準を設ける想定はございますでしょうか。 仕様書3(11)に定める試験は、仕様書に定める機能が操作マニュアルどおりに動作することの確認を主眼とするものとの理解でよろしいでしょうか。	定量的な検収基準は定めておりませんが、試験稼働時に出力結果の正確性・妥当性を検証する場合があります。出力結果が検討材料となり得るかを検証する必要があるためです。 後段の質問についてはお見込みのとおりです。

70	試験・品質	【仕様書】 3（2）イ及びウ 3（11）	過去事例の出力及び処遇案等の出力について、出力内容の妥当性・精度に係る要件をご教示ください。 ①出力内容の精度について、定量的な要件（正答率、再現率等）は設定されますでしょうか。設定される場合、その基準及び検収時の評価方法をご教示ください。 ②定量的な要件を設定されない場合、仕様書3（11）に定める試験稼働における合否判定は、どのような観点・手続により行われますでしょうか。 ③生成 AI の特性上、出力内容に誤りや不適切な内容が含まれる可能性を完全には排除できませんが、当該事象の取扱い（許容範囲、利用者への注意喚起の方法等）について、貴県のお考えがあればご教示ください。	①②については、質問No.69 のとおりです。 ③については、乙が作成するマニュアルや実施する研修のほか、本県において本システムの利用に係る注意事項を周知予定です。また、本システムから出力される結果につきましては、あくまで職員が判断するにあたっての検討材料とする予定で、そのまま業務に用いることはしない予定ですが、不適切な内容等が頻出することは想定していません。
71	試験・品質	【仕様書】 3（2）イ及びウ	過去事例検索および処遇案等の出力について、正確性・検索結果の妥当性・要約品質等の受入基準は設定されていますでしょうか。また、生成された処遇案等はあくまで職員が確認・判断するための案という位置付けであり、最終的な判断は本システム外で職員が行うという理解でよろしいでしょうか。	質問No.69 及びNo.70 のとおりです。
72	研修	【仕様書】 4（6）	研修について、実施回数、対象人数、実施場所、及びオンライン形式による実施の可否に関する貴県の想定をお示しください。	オンラインを想定しています。回数については指定はありません。 ※成果物内にある本システムを利用するにあたって本システム利用者向けのマニュアルが整備されていることを前提として、研修を省略していただいても仕様上問題ないことと想定しています。（例：オンデマンドによる配信・試験稼働と同時に試験稼働参加職員に対して実施等）
73	研修	【仕様書】 4（6）	仕様書4(6)において操作研修の対象が「甲及び本システム利用者」と改められております。研修資料の作成主体、乙の同席・実施支援の範囲、甲（県職員）向けと利用者向けの回数・人数の想定について、ご教示いただけますでしょうか。	研修資料の作成はベースを乙が担い、その内容について本県が確認する想定です。 乙の同席は現時点で未定です。それ以外は質問No.72 のとおりです。
74	他事業者との役割分担・連携	【仕様書】 4（4）エ(ア)	仕様書4（4）エ（ア）において「関連事業者との責任分界点に従って」問題を切り分けることとされておりますが、当該責任分界点について、下記のとおりご教示ください。 ①本システムと児相システムとの間の責任分界点について、貴県において既に定められた基準はございますでしょうか。 ②定めがない場合、契約後に貴県、児相システム改修業務受託業者及びネットワーク構築業務受託事業者との協議のうえ定めるものとの理解でよろしいでしょうか。	①仕様書で定めたとおりです。疑義が生じた場合は、関係者間で協議の上対応する想定です。 ②お見込みのとおりです。契約後に協議の上定める想定をしています。

75	他事業者との役割分担・連携	【仕様書】 3（11） 4（8）エ	児相システムと本システムの結合試験（日次連携・UI からの API 呼出等）について、以下をご教示いただけますでしょうか。 ①児相システム側の試験を主導する主体は、児相システム改修業務受託業者で相違ないか ②本システム（乙）の関与は、API 仕様提供・受信側試験・障害切分け（自区間）に限定される理解でよいか ③試験全体の日程調整・可否判断の主導者（甲／児相システム改修業務受託業者／乙）の想定	①②お見込みのとおりです。 ③本県が判断しますが、仕様書に基づいた機能を充足しているかは乙及び児相システム改修業務受託事業者にも協力いただく想定です。
76	他事業者との役割分担・連携	【仕様書】 2（4） 3（11）	システム間の接続テストや、導入期・本番稼働時のデータ不具合、疎通不良が発生した場合の一次切り分けについて、以下をご教示いただけますでしょうか。 ①本システム（乙）区間に起因する事象について、一次切り分け（調査・特定）を乙が主導する想定か ②児相システム（児相システム改修業務受託業者）区間・ネットワーク区間に起因する事象について、各担当者が主導し、乙は協力を留まる想定か	①原則として、本システムの稼働における障害発生時は、本県から依頼する形で各事業者が協力して原因の特定にあたってください想定です。ただし、障害の事象から明らかに本システム区間に起因するものである場合は、乙に一次切り分け等主導を依頼する想定です。ただし、障害の事象によっては、乙以外の事業者にも協力を依頼する場合があります。 ②上記①と同様に、障害の事象が明らかに本システム区間に起因するものでない場合は、当該障害の要因と思われる区間の事業者に一次切り分け等主導を依頼する想定です。ただし、障害の事象によっては、乙に協力を依頼する場合があります。